

平成19年度事業計画

(平成19年4月1日から平成20年3月31日)

森林の違法な伐採が世界の森林の減少・劣化の一因として大きくクローズアップされている中で、昨年、我が国は、いち早く違法伐採対策に着手したが、その中で、持続可能な森林経営の実現を目指す森林認証制度の普及について大きな関心が寄せられている。

SGECは、今年で制度創設5年目を迎え、その森林認証面積は約40万haに達し、日本の実情に即した森林認証の構築という第一段階の目標は達成しつつある。現在、次のステップとして本格的な制度の普及・定着に向けて大きく踏み出すべき時期を迎えているが、これを推進していくためには、SGECの制度基盤を確かなものとする努力はもとより、具体的な対策としてSGEC認証材の分別・表示システムを整備しつつ木材産業需要者側からの情報発信により森林経営に対して強力なインパクトを与えていくことが極めて重要と考える。

また、SGECの国際的な活動としては、我が国の木材輸入国としての立場を踏まえ、アジア地域の森林認証制度の普及に先導的な役割を果たしていくことが重要と考え、これを積極的に推進するとともに、併せて、その活動を通じてSGECの国際性・客観性について評価を求め、国際的な認証制度としての信頼性を確保していくこととする。

更に、これまでのSGECの森林認証実績等を検討し、必要に応じて制度の検証を行うことはもとより、引き続き、多様な単位の森林認証の推進、審査機関等の公募・認証等による審査体制等の確保、財政基盤の確保等に取り組み、SGECの安定的な制度基盤の構築に向けて努力していくこととする。

以上の考え方にに基づき、具体的に次の方針により事業を行う。

1 木材産業需要者等から森林経営側への情報発信

市民や木材産業需要者の参加を得、これに森林組合及び森林所有者、更には関係行政機関が参画したフォーラムを開催し、市民や木材産業需要者等からの情報発信により、森林資源の循環利用、持続可能な森林経営の実現を目指す中で、森林認証の果たす役割について考え、その普及について森林経営側のモチベーション高めるよう努める。

2 地域サポートクラブの設立とこれを結ぶネットワークの確立

SGEC認証材の普及に意欲的に取り組む地域において分別・表示システムを担う者等による認証材の市場形成を目指したサポートクラブ（ネットワ

ーク)の設立と、併せて各地域のサポートクラブ(ネットワーク)を結ぶ全国的な情報ネットワークの確立を促し、地域毎に形成された認証材市場を有機的に連携させ全国的な認証材市場の形成・発展を目指す。

3 アジア地域における森林認証制度普及への努力とSGECの国際的・客観的な制度評価求める取り組みの推進

国の行う違法伐採対策等の国際的な取り組みと連携を図りつつ、森林認証制度の普及についてアジア各国との意見交換を行うとともに、併せて、これらの活動を通じてSGECの国際的・客観的な評価が得られるよう努める。

4 地域におけるSGEC森林認証の推進・指導體制の整備

SGECに関する各種フォーラム等に参画したコーディネーターやパネリスト等の協力を得て、SGEC森林認証を推進のための地域の指導・助言体制を整備し、SGEC制度の円滑な普及に努める。

5 多様な単位の森林認証の推進

引き続き地域の説明会の開催、各種会議への出席、更には関係者の要請に応じた支援活動を行い、流域単位、市町村単位、森林組合等の組織単位、森林施業計画単位、更にはボランティア団体単位等多様な単位の森林認証を進める。

6 審査機関の認定とコンサルタント機関の登録の推進

SGEC森林認証を普及・発展させるためには審査機関、コンサルタント期間の果たす役割が極めて大きいと思慮されるので、今後とも、これらの機関の認定・登録の公募を積極的に行う。

7 財政基盤の確保

SGEC制度の普及に伴い森林認証料、認証林産物取扱事業体の認定料等を見直し、その妥当な価格に改定するとともに、賛助会員・支援会員の拡大、各種基金等の助成事業の獲得等に努め、SGEC制度の管理に必要な財源の確保に努める。

8 広報活動の推進

引き続きホームページの活用、各種イベントへの参加等によるPRに努めるほか、外部からの質問に的確に対応するなどによりSGEC森林認証の普及に努める。